

職員の懲戒処分等について

職員の不祥事案について、当該職員に対し以下のとおり処分を行いました。

また、地方公務員法第 28 条第 4 項に基づき職員が失職しました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向けより一層職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
(1)	停職 6 月	消防局 西消防署 (43 歳)	令和 7 年 7 月 4 日、公共の喫煙所で知り合った女性に対して胸を触る行為を行ったもの。その後警察へ自首し、令和 7 年 11 月 26 日に不起訴処分となった。	地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当
(2)	減給 10 分の 1 5 月	消防局警防部 課長補佐級 (55 歳)	令和 7 年 7 月から 8 月の間に同一の女性に対して声かけや後を付けるといった行為を行ったもの。 ストーカー行為等の規制等に関する法律違反の容疑で書類送検され、令和 7 年 12 月 2 日に不起訴処分となった。	地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当
(3)	免職	市立小学校 教諭 (34 歳)	令和 7 年 10 月下旬、大阪府内の駅のベンチに座っていた面識のない女子高校生 2 名に対して、声かけやハグ等の行為を行い、うち 1 名の太ももを触った。 また、同年 11 月上旬、電車内で対面の席に座っていた面識のない成人女性の太もも等を撮影したもの。 両行為について、被処分者は大阪府迷惑防止条例違反の容疑で起訴された。公判で容疑を認め、令和 8 年 1 月 29 日、罰金 50 万円の有罪判決を言い渡された。	地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当

※ (2) の被処分者は、懲戒処分日付けで課長級から課長補佐級に降任。

2 懲戒処分日

令和 8 年 2 月 12 日

3 地方公務員法に基づく失職

当該職員	概要	処分根拠
消防局予防部 係長級 (38 歳)	令和 6 年 11 月 20 日、大麻取締法違反（所持）の容疑で逮捕され、令和 6 年 12 月 24 日、大阪地方検察庁堺支部から起訴されたもの。 令和 7 年 7 月 30 日、大阪地方裁判所から懲役 1 年 3 か月、執行猶予 3 年の判決を受け、その後控訴したが、令和 8 年 1 月 15 日、大阪高等裁判所において控訴棄却され、令和 8 年 1 月 30 日、懲役 1 年 3 か月、執行猶予 3 年の刑が確定し失職した。	地方公務員法第 28 条第 4 項に該当

（参考）地方公務員法（抜粋）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

第 1 号 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（降任、免職、休職等）

第 28 条

第 4 項 職員は、第 16 条各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

4 失職日

令和 8 年 1 月 30 日

問い合わせ先	(1－事案 (1) (2) 及び 3 に関すること) 担当課：消防局 総務部 人事課 電話：072-238-6004 ファックス：072-223-1979
	(1－事案 (3) に関すること) 担当課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890